

審 査 基 準

平成13年 8月 1日作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第7条第4項
処 分 の 概 要：許可証の書換え
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第5条第6項、第7項、第4条第2項（許可証の書換への申請）
審 査 基 準： 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：経由警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
問 い 合 わ せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課営業係 (電話0952-24-1111 内 3033) 経由警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考：令和元年10月15日改訂